一般社団法人 Tsutsumi Pathology Library　における

医学教育「病理症例デジタルサイトTsutsumiPatilogy　Library」のための

基金運営規程

（目的）
第１条　本規程は、一般社団法人 Tsutsumi Pathology Library（以下「当法人」という）が、病理学教育の発展、質の向上およびこれらに寄与する人材育成に関する事業（以下「医学教育事業」という）を安定的かつ継続的に推進するため、当法人内に「病理学教育基金」（以下「本基金」という）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

（基金の使途）
第２条　本基金は、次の各号に掲げる医学教育事業に要する費用に充てるものとする。
（1）病理学教育に関する、デジタルサイトのための資機材の購入および維持管理
（2）病理学教育に関するセミナー、研究会、講習会等の開催
（3）その他、本基金の目的を達成するために理事会が必要と認めた事業

（基金の原資）
第３条　本基金の原資は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
（1）本基金の趣旨に賛同する個人または法人からの寄付金
（2）当法人の事業剰余金のうち、理事会が本基金への組み入れを決議した金額
（3）本基金から生じる利息等の果実

（管理および分別経理）
第４条　本基金は、当法人の経常的な運転資金とは明確に区別し、本基金専用の銀行口座等において適切に管理・運用しなければならない。
２　本基金の会計処理は、当法人の計算規程に基づき、[指定正味財産]として区分して経理するものとする。

（基金の取り崩しおよび執行）
第５条 本基金を取り崩して第２条の事業に充当する場合は、あらかじめ理事会（または社員総会）の承認を得なければならない。

（報告および公開）
第６条 代表理事は、毎年度の決算において本基金の収支および残高を報告書にまとめ、定時社員総会に報告するとともに、当法人のウェブサイト等を通じて広く一般に公開しなければならない。

（委任）
第７条 本規程に定めるもののほか、本基金の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則
本規程は、令和９年1月１日から施行する。

（基金口座）

